

特定非営利活動法人総合クラブとさ定款（抜粋）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は特定非営利活動法人総合クラブとさという。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、地域住民を対象に生涯にわたる、スポーツ活動、文化活動が行える環境を整備し、スポーツ・文化活動の振興を図り、青少年の健全育成と地域住民の健全な心身の育成をおこない、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- （1）社会教育の推進を図る活動
- （2）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- （3）子どもの健全育成を図る活動
- （4）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

- スポーツ教室及び文化教室の実施に関わる事業
- スポーツサークル及び文化サークルの運営に関わる事業
- スポーツ大会及びスポーツ講習会・講演会の企画、運営に関わる事業
- スポーツ活動及び文化活動の推進に関わる指導者及びボランティアの育成事業
- スポーツ活動及び文化活動の情報の提供に関わる事業
- スポーツ施設の管理及び運営並びに整備に関わる事業
- 生涯スポーツに関する問題の研究に関わる事業
- 健康体力に関する相談事業
- その他、目的を達成するために必要な事業

（2）その他の事業

- 飲食物の販売
- バザー、その他のスポーツ関連物品の販売及び斡旋の事業
- この法人が制作したキャラクター製品、衣料品及び書籍、資料類の販売

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) クラブ会員 この法人の事業に参加するために入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、支援協力を行う個人、団体及び法人

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金及び助成金
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入